

平成 8 年度税制改正の要綱

〔平成 8 年 1 月 12 日〕
閣 議 決 定

当面の経済状況等を踏まえ、平成 8 年においても所得税の特別減税を継続して実施するとともに、土地税制、証券税制等について適切な対応を図る一方、公益法人等に対する課税の適正化、租税特別措置の整理合理化その他所要の措置を講ずることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 平成 8 年分所得税の特別減税の実施

平成 8 年分の所得税について、平成 7 年に引き続き、定率による特別減税を次により実施する。

1 特別減税は、その者の所得税額から特別減税の額を控除する。

2 特別減税の額は、平成 8 年分の所得税額の 15%相当額とする。

ただし、15%相当額が 50,000 円を超える場合は 50,000 円とする。

3 特別減税の実施方法は、次による。

(1) 給与所得者に係る特別減税

平成 8 年 1 月から 6 月までの間に支払われた給与等について、当該給与等に係る源泉徴収税額の 15%相当額を原則として同年 6 月に還付する。

ただし、当該源泉徴収税額の 15%相当額が 25,000 円を超える場合は 25,000 円とする。

平成 8 年分の年末調整の際に、年税額の 15%相当額から上記の還付金額を控除した残額を控除する。

(2) 公的年金等について、給与等の場合と同様の取扱いとする。

(3) 事業所得者等に係る特別減税

平成 8 年分の所得税に係る確定申告書を提出する事業所得者等は、その提出の際に、所得税額から特別減税の額を控除する。

平成 8 年分の所得税に係る予定納税基準額の計算は、特別減税を加味して行うものとする。

二 土 地 税 制

1 地 価 税

(1) 地価税の税率及び定額控除

税率

地価税の税率を、当分の間、0.15%（現行 0.3%）に引き下げる。

（注）上記の改正は、平成 8 年 1 月 1 日の課税時期に係る地価税から適用する。

定額控除

資本金等が 1 億円を超える法人に係る地価税の定額控除額を、当分の間、次のように引き下げる。

現 行	改 正 案
区 分	区 分
定額控除額	定額控除額
〔資本金等が 1 億円超の法人（保険業法に規定する相互会社等を含む。）〕	〔資本金等が 10 億円超の法人（保険業法に規定する相互会社等を含む。）〕
10 億円	5 億円
	〔資本金等が 1 億円超 10 億円以下の法人〕
	8 億円

(注) 上記の改正は、平成 9 年 1 月 1 日の課税時期に係る地価税から適用する。

- (2) 民間都市開発推進機構が民間都市開発事業の用に供される土地等の先行取得の業務に基づき取得する土地等について、取得後 10 年間地価税を非課税とする。

(注) 上記の改正は、平成 8 年 1 月 1 日以後に取得する土地等について適用する。

- (3) 一般放送事業者が有する放送施設に係る土地等のうち一定のものについて、地価税の課税価格に算入する金額をその土地等の価額の 3 分の 2 とする。

(注) 上記の改正は、平成 8 年 1 月 1 日の課税時期に係る地価税から適用する。

2 譲渡益課税

(1) 土地等の譲渡益に対する税率等の改正

個人の場合

イ 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する課税方法を次のように改める。

現 行	改 正 案
(イ) 特別控除後の譲渡益 25% 4,000 万円以下の部分	(イ) 特別控除後の譲渡益 20% 4,000 万円以下の部分
(ロ) 特別控除後の譲渡益 30% 4,000 万円超の部分	(ロ) 特別控除後の譲渡益 25% 4,000 万円超 8,000 万円以下の部分
	(ハ) 特別控除後の譲渡益 30% 8,000 万円超の部分

なお、前年分に土地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額がある場合のその年分の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得金額についての税額計算の特例を廃止する。

(注) 上記の改正は、平成 8 年 1 月 1 日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

- ロ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の課税方法を次のように改めた上、その適用期限を 5 年延長する。

現 行	改 正 案
特別控除後の譲渡益一律 15%	(イ) 特別控除後の譲渡益 15% 4,000 万円以下の部分
	(ロ) 特別控除後の譲渡益 20% 4,000 万円超の部分

(注) 上記の改正は、平成 9 年 1 月 1 日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

- ハ 土地等の譲渡所得に係る長期・短期区分及び土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例の適用対象となる土地等の所有期間について、適用制限を付した特例方式を廃止し、当該長期・短期区分にあつては 5 年を基準とし、当該土地等の所有期間にあつては 5 年以下とする。

法人の場合

法人の土地譲渡益に対する特別課税制度について、次の改正を行う。

- イ 一般の(長期)所有土地等に係る追加課税制度について、その税率を 10% から 5% に引き下げるとともに、適用除外とされる優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡に係る適用期限を 5 年延長する。

- ロ 短期所有土地等に係る追加課税制度の税率を 20% から 10% に引き下げる。

- ハ 超短期所有土地等に係る課税制度について、現行の通常の法人税率に 30% の税率を加算した税率による分離課税方式を 15% の税率による追加課税方式に改める。

(注) 上記イからハまでの改正は、平成 8 年 1 月 1 日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

- ニ 短期所有土地等に係る追加課税制度の適用対象となる土地等の所有期間について、適用期限を付した特例方式を廃止し、当該土地等の所有期間を 5 年以下とする。

(2) 優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象及び法人の一般の（長期）所有土地等に係る追加課税制度の適用除外の範囲に、新東京国際空港公団に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が収用の対償に充てられるものを加える。

（注）上記の改正は、平成 8 年 1 月 1 日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

(3) 2,000 万円特別控除の対象となる特定土地区画整理事業等又は 1,500 万円特別控除の対象となる特定住宅地造成事業等の用に供するために土地等を譲渡した場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、これらの特別控除は適用しないこととする。

（注）上記の改正は、平成 9 年 1 月 1 日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

(4) 特定の民間宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除の適用期限を 2 年延長する。

(5) 特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を原則として 5 年延長する。

長期所有土地等から一定の減価償却資産への買換え等（課税繰延割合 60％）について、買換資産の範囲に鉄道の一定の貸車を追加した上、その適用期限を 1 年延長する。

誘致区域の外から内への買換え等について、都市計画に定められた再開発地区計画の区域内に建築される一定の建築物の敷地の区域のうち都市計画施設等の用に供される土地の区域への買換え等を対象から除外する。

既成市街地等内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う買換え等について、次の施策を適用対象から除外する。

イ 高度利用地区に関する都市計画のうち都市再開発法による市街地再開発事業の施行地域以外の区域に係るもの

ロ 都市計画法の都市施設で鉄道事業、軌道を敷設して行う運輸事業、一般ガス事業、一般電気事業等に係る施設を定めた都市計画

事業の構造改善又は事業の転換のための長期所有土地等から一定の減価償却資産への買換え等について、中小企業近代化促進法の特定業種等、沖縄振興開発特別措置法の特定業種又は繊維産業構造改善臨時措置法の繊維工業に属する事業を営む者にあつては、当該土地等を譲渡した日を含む事業年度の直前の事業年度におけるその者の総収入金額のうちに当該事業に係る収入金額の占める割合が 20％以上であることを適用要件とする。

3 登録免許税

課税標準が不動産の価額である土地に係る登録免許税について、課税標準を固定資産課税台帳の登録価格の 40％とする措置を平成 8 年度においても継続する措置を講ずる。

4 その他

新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例制度について、適用除外とされる長期間にわたって使用される建物又は構築物の敷地の用に供された土地等に係る建物又は構築物の要件を次のように緩和する。

(1) 建物については、取得価額要件（現行 3.3 ㎡当たり 15 万円以上）を廃止し、耐用年数が 10 年以下の簡易建物以外のものとする。

(2) 構築物については、耐用年数 10 年超（現行 20 年超）のものとする。

三 証券税制

1 有価証券取引税の税率

有価証券取引税について、平成 8 年 4 月 1 日から平成 10 年 3 月 31 日までの間に行われる株券等の譲渡に係る第二種の税率を 0.21％（現行 0.3％）とする特例を設ける。

2 株式譲渡益課税

上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税について、平成 8 年 4 月 1 日から平成 10 年 3 月 31 日までの間に行われる上場株式等の譲渡に係るみなし譲渡利益率を 100 分の 5.25(現行 100 分の 5)とする特例措置を講ずる。

3 コマーシャル・ペーパーに対する課税

- (1) 約束手形に係る印紙税の税率等の特例措置(コマーシャル・ペーパーの軽減税率)について、振出人の範囲を拡充するとともに、振出の日から満期までの期間を 1 年未満(現行 9 月以内)とした上、平成 8 年 4 月 1 日から平成 10 年 3 月 31 日までの間の措置とする。
- (2) コマーシャル・ペーパーに係る有価証券取引税の非課税措置について、償還期間要件を 1 年未満(現行 9 月以内)に緩和する。

四 課税の適正化等

1 公益法人等に対する課税の適正化

- (1) 公益法人等の寄附金の損金算入限度額を所得の 100 分の 20(現行 100 分の 27)に引き下げる(学校法人等及び社会福祉法人については、従来どおり、所得の 100 分の 50 と年 200 万円のいずれが多い金額とする。)。
- (2) 収益事業を営まない公益法人等についても、小規模法人(年間収入 5,000 万円以下の法人)を除き、収支計算書を所轄税務署長に提出する特例制度を導入する。
(注) 上記の改正は、平成 9 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。

2 相続税の取得価額課税の特例の廃止等

- (1) 相続開始前 3 年以内に取得した土地等に係る相続税の取得価額課税の特例を廃止する。
(注) 上記の改正は、平成 8 年 1 月 1 日以後に開始する相続から適用する。
- (2) 平成 3 年 1 月 1 日から平成 7 年 12 月 31 日までの間に開始した相続に係る相続税について、相続等により取得した土地につき上記(1)の特例の適用を受けた者の算出税額が取得財産の価額(本特例の適用を受けた土地については、本特例の適用がないものとした場合の評価額とする。)の 70%に相当する額を超えているときは、その超過部分を減額する措置を講ずる。

3 その他

(1) 消費税に係る課税の適正化

簡易課税制度のみなし仕入率について、現行の第四種事業のうち、不動産業、運輸・通信業、サービス業を第五種事業とし、そのみなし仕入率を 50% (現行 60%) とする。

(注) 上記の改正は、原則として、平成 9 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間について適用する。

限界控除制度について、平成 8 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日までの間に終了する課税期間(課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となる課税期間を除く。)のうち、平成 8 年 4 月 1 日以後を期間については、控除限度額を 10 万円(年換算)とする特例を設ける。

(備考) 消費税の税率については、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成 6 年法律第 109 号)附則第 25 条の規定に基づき、平成 8 年 9 月 30 日という法律上の期限を勘案し、検討を加えることとなる。

- (2) 発泡酒に係る酒税の税率について、上位税率(222,000 円 / kl)の適用範囲を麦芽の重量比率が 100 分の 50 以上(現行 100 分の 67 以上)のものとするとともに、100 分の 25 未満のものに適用される下位税率(現行 83,300 円 / kl)を 105,000 円 / kl とする特例措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 8 年 10 月 1 日から適用する。

五 その他の租税特別措置の改正

1 租税特別措置の新設・拡充等

(1) 租税特別措置の新設・拡充

特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正により取締役又は使用人に対し特に有利な発行価額で新株を発行する特例（いわゆるストックオプション制度）が創設なされたことに伴い、次の特例を設ける。

イ 同法の認定会社の取締役等が、当該認定会社から同法の決議に基づく契約により付与された特に有利な発行価額により新株を取得する権利を行使した場合には、一定の要件の下で、その権利の行使により生じた経済的利益については、所得税を課さない。

ロ 上記イの特例の適用を受けて取得した株式を譲渡した場合には、当該株式の譲渡による所得については、株式等の申告分離課税（税率 20%）を行う。

勤労者財産形成促進法の一部改正に伴い、次の措置を講ずる。

イ 勤労者が、特定事由の支出等に充てるため一般財形貯蓄の払出しをした場合に、労働協約等により定められた支給規程に基づいて事業主から支払を受ける財産形成貯蓄活用給付金（仮称）については、一時所得とする。

ロ 勤務先に代わって中小企業団体等が財産形成住宅（年金）貯蓄の非課税限度額の管理等に関する事務を行う場合についても、財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等の非課税制度を適用する。

幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正に伴い、次の措置を講ずる。

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象及び法人の一般の（長期）所有土地等に係る追加課税制度の適用除外の範囲に、緩衝建築物整備事業等の用に供される土地の先行取得の業務を行う沿道整備推進機構（仮称）に対する当該業務を行うために直接必要な土地等の譲渡を加える。

ロ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除の適用対象に、沿道地区計画（仮称）の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う沿道整備道路の沿道の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等により買収される場合を加える。

ハ 沿道地区計画（仮称）の区域内で取得される一定の緩衝建築物について、5 年間 100 分の 15 の割増償却を認める。

ニ 沿道整備権利移転等促進計画（仮称）に基づき沿道地区計画（仮称）の区域内で行われる土地等の買換え等について、特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例の対象に加える（課税繰延割合 100 分の 80）。

ホ 沿道整備権利移転等促進計画（仮称）に基づき同計画において沿道地区施設（仮称）等の用に供することとされている土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登記免許税の税率を 1,000 分の 25（現行 1,000 分の 50）に軽減する特例を設ける。

再生資源利用製品を製造するための整備について、一定の要件の下に、再生資源利用製品の新たな供給に著しく資するもの及び廃棄物の減量化に著しく資するものにあつては取得価額の 100 分の 25、その他のものにあつては取得価額の 100 分の 14 の特別償却を認める。

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の特定集積地区内において、特定の輸入貨物流通促進事業を営む者が地域輸入促進計画に基づき取得する一定の建物及び機械装置について、取得価額の 100 分の 25（建物については 100 分の 12）の特別償却を認める。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の特定建築物のうち、不特定多数の者が利用する建物及び地上階数 6 以上の一定の建物に対して同法の耐震改修計画に基づく耐震改修工事が行われる場合において、その工事に伴って取得される建物の部分について、取得価額の 100 分の 8 の特別償却を認める。

地震防災対策用資産の特別償却制度について、対象地域に三大都市圏の既成市街地等の特定の区域を加えるとともに、対象資産に適用される地震防災応急計画に基づく設置要件等を廃止する。

特定電気通信設備の特別償却制度について、電気通信役務の安定的な提供に資する設備に係る特別償却の適用対象に非常用無線設備を加える。

自由貿易地域投資損失準備金制度について、投資対象法人の事業認定期間を自由貿易地域として指定された日から10年以内（現行5年以内）に延長する。

関西国際空港整備準備金制度について、累積限度額に関西国際空港株式会社が支出する新たに造成される関西国際空港用地に係る借地権の取得費用を加える。

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例制度について、対象となる基金に係る業務の範囲に生産、販売又は役務の提供の技術に関する研究開発等の事業を行う中小企業者の発行する社債に係る債務保証等の業務を加える。

欠損金の繰越期間の特例制度について、次の措置を講ずる。

イ 特定の中小企業者に係る欠損金の繰越期間の特例の対象となる中小企業者の範囲に特例新規事業実施円滑化臨時措置法の特定新規事業の実施に関する計画の認定を受けた中小企業者を加える。

ロ 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の特定対内投資事業者に係る欠損金の繰越期間の特例について、特例欠損金額を設立後5年以内（現行3年以内）の欠損金に拡充の上、その適用期限を平成10年3月31日まで延長する。

相続税及び贈与税の納税猶予の期限の確定に伴い納付すべき利子税の額について、その確定の事由が特例適用農地等の収用等のための譲渡である場合には、納付すべき利子税の額を2分の1に軽減する特例を設ける。

緑地管理機構が都道府県知事の指示を受けて取得する緑地保全地区内の土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の25（現行1,000分の50）に軽減する特例を設ける。

(2) 租税特別措置の適用期限の延長

日本国有鉄道清算事業団の全額出資に係る法人が同事業団から取得する土地の所有権の移転の登記等に対する登録免許税の免税措置について、その適用期限を5年延長する。

次に係る特別措置の適用期限を2年延長する。

イ 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税

ロ 絵与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例

ハ 金属鉱業等鉱害防止準備金

ニ 海洋油田・ガス田廃鉱準備金

ホ 特定都市鉄道整備準備金

ヘ ガス熱量変更準備金

ト 中小企業の貸倒引当金の特例

チ 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

リ 欠損金の繰戻しによる還付の不適用

ヌ 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例

ル 国有農地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減

ヲ 農地保有合理化法人が農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

ワ 集落地域整備法の規定による交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

力 事業協同組合等が中小企業事業団から融資を受けて取得した土地等を組合員等に再譲渡する場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

ヨ 事業協同組合等が環境事業団から譲り受けた土地を組合員等に再譲渡する場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

タ 特定の遠洋漁船の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減

レ 卸売市場法、漁業再建整備特別措置法及び特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による認定等に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減

ソ 旅客鉄道株式会社が譲り受けた新幹線鉄道施設に係る土地の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税

- ツ 日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等のための有価証券の処分に対する有価証券取引税の非課税
 - ネ 特定の輸入石油製品等に対する石油税の免税
 - ナ 特定の国産石油製品に対する石油税の還付
- 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置について、その適用期限を1年延長する。

2 租税特別措置の整理合理化等

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

(1) 租税特別措置の整理合理化

税額控除等

- イ エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- ロ 中小企業新技術体化投資促進税制について、対象設備の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

特別償却

- イ 公害防止用設備の特別償却制度について、対象設備の縮減を行うとともに、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の認定計画に係る施設の償却割合を100分の19(現行100分の20)に引き下げる。
- ロ 廃棄物再生処理用設備の特別償却制度について、対象設備の見直しを行う。
- ハ 電線類地中化設備の特別償却制度について、償却割合を100分の9(現行100分の10)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
- ニ 船舶の特別償却制度について、適用対象に船員教育訓練施設を加え、取得価額の100分の20の特別償却を認めるほか、100分の20の償却割合が適用される二重構造化タンカーの範囲から外航船舶を除外する。
- ホ 民間事業者の能力の活用により整備される特定の施設の特別償却制度について、償却割合を100分の10(現行100分の12)に引き下げるとともに、対象施設の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- ヘ 高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備の特別償却制度について、対象となる取得期間を開発計画承認後14年以内(現行12年以内)に延長するとともに、償却割合を、開発計画承認後12年超14年以内の期間にあっては、機械及び装置100分の12(現行100分の14)、建物100分の6(現行100分の7)にそれぞれ引き下げるほか、対象事業の縮減を行う。
- ト 特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却制度について、対象となる取得期間を集積促進計画承認後9年以内(現行7年以内)に延長するとともに、償却割合を、集積促進計画承認後7年超9年以内の期間にあっては、機械及び装置100分の16(現行100分の20)、建物100分の8(現行100分の10)にそれぞれ引き下げるほか、対象事業の縮減を行った上、集積促進計画の承認期限を2年延長する。
- チ 商業施設等の特別償却制度について、次の改正を行う。
 - (イ) 中小小売商業振興法の認定計画に係る共同利用施設の特別償却の対象となる公衆の利便を図るための共同利用施設の範囲を縮減する。
 - (ロ) 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の特定商業集積に係る償却割合を100分の6(現行100分の8)に引き下げた上、当該商業施設に係る適用期限を平成9年3月31日まで延長する。
- リ 特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却制度について、償却割合を基本計画承認後3年超5年以内の期間にあっては100分の11(現行100分の12)に引き下げた上、基本計画の承認期限を2年延長する。
- ヌ 低開発地域工業開発地区、農村地域工業等導入地区又は産炭地域のうち稼行炭鉱地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の改正を行った上、その適用期限等をそれぞれ2年延長する。
 - (イ) 低開発地域工業開発地区及び農村地域工業等導入地区に係る償却割合を、機械及び装置にあっては100分の12(現行100分の14)に、工場用建物等にあっては100分の6(現行100分の7)にそれぞれ引き下げる。
 - (ロ) 産炭地域のうち稼行炭鉱地域に係る償却割合を、機械及び装置にあっては100分の18(現行100分の20)

に、工場用建物等にあつては 100 分の 9（現行 100 分の 10）にそれぞれ引き下げる。

ル 農業経営改善計画等を実施する者の機械等の割増償却制度について、次の改正を行う。

（イ）素材生産業者が林業等振興資金融通暫定措置法の合理化計画に基づき取得する林業用機械等の割増償却を廃止する。

（ロ）林業労働力の確保の促進に関する法律（仮称）の制定に伴い、素材生産業者又は森林組合が林業労働力確保促進センター（仮称）と共同して作成する改善計画（仮称）に基づき取得する林業用機械等について、一定の要件の下に、5 年間 100 分の 15 の割増償却を認める。

（ハ）林業等振興資金融通暫定措置法の一部改正に伴い、森林所有者が森林施業の受託に係る林業経営改善計画に基づき取得する林業用機械等について、一定の要件の下に、5 年間 100 分の 15 の割増償却を認める。

ヲ 優良賃貸住宅の割増償却制度について、特定優良賃貸住宅に係る割増率を、耐用年数 45 年以上のものにあつては 100 分の 65（現行 100 分の 70）に、耐用年数 45 年未満のものにあつては 100 分の 47（現行 100 分の 50）にそれぞれ引き下げるとともに、三大都市圏の特定の地域内に建築される優良賃貸住宅の割増償却を廃止した上、その適用期限を 2 年延長する。

ワ 特定再開発建築物等の割増償却制度について、割増率を、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物にあつては 100 分の 18（現行 100 分の 20）に、その他の建築物にあつては 100 分の 15（現行 100 分の 17）にそれぞれ引き下げる。

カ 倉庫用建物等の割増償却制度について、その適用対象を倉庫業を営む者が取得する特定の臨港地区内の倉庫及び特定の地区内の自動化設備等を有する倉庫に限定するほか、割増率を 100 分の 20（現行 100 分の 16）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

準備金

イ 海外投資等損失準備金制度について、積立率を特定海外事業等及び特定産業振興事業等にあつては 100 分の 12（それぞれ現行 100 分の 15、100 分の 18）に、特定海外経済協力事業等にあつては 100 分の 16（現行 100 分の 18）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

ロ 創業中小企業投資損失準備金制度について、積立率を 100 分の 18（現行 100 分の 20）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

ハ 原子力発電施設解体準備金制度について、積立限度額の計算の基礎となる累積発電量割合の見直しを行う。

ニ 損害保険会社の異常危険準備金制度について、火災保険等に係る積立率を 5 年間に限り 100 分の 3（現行 100 分の 2）に引き上げるとともに、洗替保証限度額を正味収入保険料の 100 分の 34（現行 100 分の 35）に引き下げる。

ホ 原子力損害賠償責任保険に係る異常危険準備金制度について、10 年洗替保証制度を導入し、洗替保証限度額を正味収入保険料の 100 分の 600 とする。

地価税の特例

事業協同組合等が中小企業者の集団化等のために有する土地等の地価税の非課税措置について、経過規定を期限の到来とともに廃止する。

登録免許税の特例

イ 国際船舶（仮称）の所有権の保存登記等の税率を 1,000 分の 1（現行 1,000 分の 4）に軽減する措置を講ずるとともに、外航近代化船及び二重構造化タンカーの所有権の保存登記等の税率の軽減措置を廃止する。

ロ 公的医療機関の開設者等が国立病院等に係る土地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置について、対象範囲を見直すとともに、軽減税率を 1,000 分の 9（現行 1,000 分の 6）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

ハ 関西国際空港株式会社の登記の免税措置について、関西国際空港の第 2 期工事の事業化に伴う必要な見直しを行った上、その適用期限を 5 年延長する。

ニ 農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置について、協定関連交換分合により土地を取得した場合を適用対象から除外した上、その適用期限を 2 年延長する。

ホ 特定の民間都市開発事業等の用に供する土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置につい

て、対象事業の範囲を見直すとともに、軽減税率を 1,000 分の 12（現行 1,000 分の 9）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

(2) 租税特別措置の廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

再生資源利用促進準備金

証券取引責任準備金

商品取引責任準備金

世界都市博覧会出展準備金

森林整備法人が分収育林契約に係る土地につき受ける地上権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減

時効により取得した土地の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減

中小企業近代化促進法の規定による承認に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減

日本たばこ産業株式会社の塩専売事業に係る登記に対する登録免許税の免税

民間事業者の能力の活用により整備される特定の係留施設に係る土地を取得した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減

最低資本金を満たすまでの利益等の資本組入れに係るみなし配当の非課税

有限会社の最低資本金を満たすまでの資本増加に係る出資の払込みに充てる利益の配当の非課税

商法等の一部改正に伴う株式会社等の増資登記等に対する登録免許税の税率の軽減

六 その他

1 相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に、レクリエーション活動の総合的な普及振興等を主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの等を加える。

2 相続財産を拠出した場合の相続税の非課税制度の対象となる認定特定公益信託の範囲に、人文科学研究への助成を目的とする特定公益信託を加える。

3 車検期間が 2 年の営業用小型二輪自動車に係る自動車重量税の税率を 3,400 円とする。

（注）上記の改正は、平成 8 年 5 月 1 日から適用する。

4 法人格を有する区分所有者の団体、地縁による団体及び政党等の寄附金の損金算入限度額を、人格のない社団等と同様に、所得の 100 分の 2.5 とする

5 沖縄の復帰に伴う国税に関する特別措置のうち、青色申告者の減価償却の特例措置及び中小企業者の機械等の割増償却の経過措置について、その適用期限を 5 年延長する。

七 その他所要の税制の整備を行う。

（備考）以上の税制改正による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

（別表）

平成8年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

（単位 億円）

改 正 事 項	初 年 度	平 年 度
1. 平成 8 年分所得税の特別減税	14,050	14,050
2. 地価税の税率の引下げ等	1,640	1,620
3. 有価証券取引税の税率の特例等	650	650
4. 課税の適正化等	130	440
5. その他の租税特別措置の改正	130	200
合 計	16,080	15,680

（備考）1. 上表には、特別会計に係るものを含む。

2. 上表のほか、「二 3」に掲げる登録免許税の特例による減収額は 1,480 億円と見込まれる。

表 1 国民所得に対する租税負担率

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			負 担 率	
		国 税	地 方 税	計	国 税	計
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
昭和 9 ～ 11 年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	12.9
	億円	億円	億円	億円		
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	22.4
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	18.9
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	18.9
36	160,819	22,269	9,065	31,334	13.8	19.5
37	178,933	23,897	10,567	34,464	13.4	19.3
38	210,993	27,306	12,129	39,435	12.9	18.7
39	240,514	31,592	13,996	45,588	13.1	19.0
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	18.0
41	316,448	36,630	17,686	54,316	11.6	17.2
42	375,477	43,946	21,495	65,441	11.7	17.4
43	437,209	53,220	25,801	79,021	12.2	18.1
44	521,178	64,532	30,902	95,434	12.4	18.3
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	18.9
46	659,105	84,426	42,358	126,784	12.8	19.2
47	779,369	103,977	50,044	154,021	13.3	19.8
48	958,396	140,473	64,913	205,386	14.7	21.4
49	1,124,716	157,544	82,375	239,919	14.0	21.3
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	18.3
51	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	18.8
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)	(19.3)
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	21.4
55	1,995,902	283,688	158,938	442,626	14.2	22.2
56	2,097,489	304,551	173,255	477,806	14.5	22.8
57	2,193,918	320,031	186,286	506,317	14.6	23.1
58	2,308,057	341,621	198,413	540,034	14.8	23.4
59	2,436,089	367,748	214,939	582,687	15.1	23.9
60	2,602,784	391,502	233,165	624,667	15.0	24.0
61	2,711,297	428,510	246,282	674,792	15.8	24.9
62	2,838,955	478,068	272,040	750,108	16.8	26.4
63	3,013,800	521,938	301,169	823,107	17.3	27.3
平成元	3,221,436	571,361	317,951	889,312	17.7	27.6
2	3,457,390	627,798	334,504	962,302	18.2	27.8
3	3,630,541	632,110	350,727	982,837	17.4	27.1
4	3,690,881	573,964	345,683	919,647	15.6	24.9
5	3,727,500	571,142	335,913	907,055	15.3	24.3
6	3,729,436	540,007	325,391	865,398	14.5	23.2
7 補 正 後	3,766,000	537,048	336,495	873,543	14.3	23.2
8 予 算	3,842,000	544,808	343,108	887,916	14.2	23.1

(備考) 1 国税には特別会計及び日本専売公社納付金を含み、平成 6 年度までは決算額、7 年度は補正(第 3 号)後予算額、8 年度は予算額によった。なお、昭和 53 年度のかっこ内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。

2 地方税は平成 6 年度までは決算額、7 年度及び 8 年度は見込額である。

表 2 直接税及び間接税等の比率

年 度						
	総 額	比 率	直接税	比 率	間接税等	比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和 9 ～ 11 年度.....	1,226	100	427	34.8	799	65.2
	億円		億円		億円	
24.....	6,361	100	3,444	54.1	2,917	45.9
25.....	5,702	100	3,136	55.0	2,566	45.0
30.....	9,363	100	4,811	51.4	4,552	48.6
35.....	18,010	100	9,784	54.3	8,226	45.7
36.....	22,269	100	12,277	55.1	9,992	44.9
37.....	23,897	100	13,815	57.8	10,082	42.2
38.....	27,306	100	15,826	58.0	11,480	42.0
39.....	31,592	100	18,467	58.5	13,125	41.5
40.....	32,785	100	19,416	59.2	13,369	40.8
41.....	36,630	100	21,718	59.3	14,912	40.7
42.....	43,946	100	26,624	60.6	17,322	39.4
43.....	53,220	100	32,826	61.7	20,394	38.3
44.....	64,532	100	41,174	63.8	23,358	36.2
45.....	77,732	100	51,344	66.1	26,388	33.9
46.....	84,426	100	56,559	67.0	27,867	33.0
47.....	103,977	100	70,403	67.7	33,574	32.3
48.....	140,473	100	101,609	72.3	38,864	27.7
49.....	157,544	100	116,497	73.9	41,047	26.1
50.....	145,043	100	100,583	69.3	44,460	30.7
51.....	168,020	100	113,509	67.6	54,511	32.4
52.....	184,341	100	124,985	67.8	59,356	32.2
53.....	(208,721)	(100)	(140,325)	(67.2)	(68,396)	(32.8)
	232,239	100	160,888	69.3	71,351	30.7
54.....	249,566	100	170,827	68.4	78,739	31.6
55.....	283,688	100	201,628	71.1	82,060	28.9
56.....	304,551	100	213,550	70.1	91,001	29.9
57.....	320,031	100	226,446	70.8	93,585	29.2
58.....	341,621	100	242,535	71.0	99,086	29.0
59.....	367,748	100	262,813	71.5	104,935	28.5
60.....	391,502	100	285,170	72.8	106,332	27.2
61.....	428,510	100	313,144	73.1	115,366	26.9
62.....	478,068	100	350,270	73.3	127,798	26.7
63.....	521,938	100	382,228	73.2	139,710	26.8
平成元.....	571,361	100	423,926	74.2	147,435	25.8
2.....	627,798	100	462,971	73.7	164,827	26.3
3.....	632,110	100	463,073	73.3	169,037	26.7
4.....	573,964	100	405,520	70.7	168,444	29.3
5.....	571,142	100	396,582	69.4	174,560	30.6
6.....	540,007	100	359,567	66.6	180,440	33.4
7 補 正 後	537,048	100	353,760	65.9	183,288	34.1
8 予 算	544,808	100	356,140	65.4	188,668	34.6

(備考) 1 本表は国税について作成したものであり、その範囲等については前掲表 2 備考 1 参照。

2 直接税、間接税等の区分は下記による。

直接税 所得税、法人税、法人特別税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、相続税、地価税、富裕税、再評価税、
地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入
間接税等 直接税以外のもの

表 3 主要経済指標の見通し

1 国内総生産	平成6年度 (実績)	平成7年度 (実績見込み)	平成8年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成7年度	平成8年度
	名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	%程度	%程度
民間最終消費支出	286.3	289.4	297.2	1.1	2.7
民間住宅	26.2	24.1	24.7	8.3	2.6
民間企業設備	69.6	69.8	72.3	0.2	3.6
民間在庫品増加	0.2	0.7	1.8	347.3	150.7
政府支出	87.0	92.4	94.1	6.2	1.8
最終消費支出	46.2	47.5	48.7	2.7	2.6
固定資本形成	40.6	45.0	45.4	10.8	1.0
財貨・サービスの輸出	44.5	45.1	48.3	1.4	7.1
(控除)財貨・サービスの輸入	35.2	38.5	42.4	9.5	10.0
国内総生産	478.6	482.9	496.0	0.9	2.7
(同・実質)	-	-	-	1.2	2.5
国民総生産	482.4	487.2	500.7	1.0	2.8
(同・実質)	-	-	-	1.3	2.5

2 労働・雇用	平成6年度 (実績)	平成7年度 (実績見込み)	平成8年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成7年度	平成8年度
	万人	万人程度	万人程度	%程度	%程度
総人口	12,523	12,555	12,590	0.3	0.3
15歳以上人口	10,462	10,530	10,585	0.6	0.5
労働力人口	6,650	6,675	6,695	0.4	0.3
就業者総数	6,455	6,460	6,485	0.1	0.4
雇用者総数	5,243	5,265	5,295	0.4	0.6

3 生産活動	平成7年度 (実績見込み)	平成8年度 (見通し)
	%程度	%程度
鉱工業生産指数・増減率	1.1	3.5
農林漁業生産指数・増減率	2.8	2.4
国内貨物輸送(トン・キロ)・増減率	1.6	2.7
国内旅客輸送(人・キロ)・増減率	1.2	2.0

4 物価	平成7年度 (実績見込み)	平成8年度 (見通し)
	%程度	%程度
総合卸売物価指数・騰落率	0.8	0.1
消費者物価指数・騰落率	0.0	0.5

5 国 際 収 支	平成6年度 (実 績)	平成7年度 (実績見込み)	平成8年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成7年度	平成8年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
貿 易 ・ サ ー ビ ス 収 支	9.1	6.3	5.7	-	-
貿 易 収 支	14.1	11.7	11.5	-	-
輸 出	39.5	39.6	42.5	0.3	7.3
輸 入	25.4	27.9	31.0	9.9	11.1
経 常 収 支	12.4	10.0	9.7	-	-

(備考) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、「平成8年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(平成8年1月22日閣議決定)において表明されている経済運営の下で想定された平成8年度の経済の姿を示すものであり、我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、これらの数字はある程度の幅をもって考えられるべきである。